

愛知県健康経営推進企業マーク使用規程

(趣旨)

第1 本使用規程は、「愛知県健康経営推進企業」として登録された企業及び団体（以下「登録企業等」という。）が、愛知県健康経営推進企業マーク（以下「本マーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものとする。

(マーク)

第2 本マークは、別紙に掲げるものとする。

(マークの使用)

第3 本マークの使用については以下のとおりとする。

- (1) 登録企業等は、本マークを使用して広報活動を展開することができる。
- (2) 登録企業等は、「愛知県健康経営推進企業」の登録承認を受けた日以降、本マークを無償で使用することができる。
- (3) 本マークの利用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできない。
- (4) 登録企業等は、「愛知県健康経営推進企業」の登録の取消等により、「愛知県健康経営推進企業」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、本マークを使用することができない。
- (5) 愛知県及び登録企業等以外の者は、原則として、本マークを使用することができない。ただし、「愛知県健康経営推進企業」の取組を広く広報することを目的として報道機関等が使用する場合など、愛知県の許諾がある場合には、この限りではない。

(使用の中止)

第4 本マークの使用に関し、以下の事項に該当すると認められる場合、愛知県はその使用を差し止めることができる。

- (1) 本マークの色や形を変更した場合（ただし、縦横の比率を変更しない拡大・縮小は除く）
- (2) 有償販売を行う商品に表示するなど、営利目的で使用した場合
- (3) その他使用が不適切であると認められる場合

(権利)

第5 本マークに関する一切の権利は、愛知県に帰属する。

(責任の制限)

第6 愛知県は本マークの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第7 この規程に定めるものの他、本マークの取扱いについて必要な事項は、愛知県が別に定める。

(附則)

この規定は、平成30年11月12日から施行する。

愛知県健康経営推進企業マーク

